

議案第74号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
74号	1

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年
守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」
に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条
例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す
る条例（平成20年守谷市条例第2号）の一部を次のように改正する

。第2条第3項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える

。(5) 守谷市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動
期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長され
た管理監督職を占める職員

(守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（令和2年
守谷市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261
号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用さ
れる職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に
「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号と
し、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 守谷市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動
期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長され
た管理監督職を占める職員

(守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17
年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め
る。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年守谷町条
例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く
。」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように

議案	頁数
74号	2

加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第6条第10項の項を削り、同表第12条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第12条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第23条第1項の項を次のように改める。

議案	頁数
74号	3

第19条第2項	第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2まで	第11条から第12条の2まで
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第25項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第25項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 守谷市職員の給与に関する条例(昭和31年守谷町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第6条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「(以下)の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第

議案	頁数
74号	4

2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この項及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（以下この項及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第11条」を「第6条第2項から第9項まで及び第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

議案	頁数
74号	5

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 守谷市職員の定年等に関する条例（昭和59年守谷町条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 守谷市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を

議案	頁数
74号	6

考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3 1 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和53年守谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(守谷市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 守谷市職員の再任用に関する条例(平成12年守谷町条例第44号)は、廃止する。

附 則

議案	頁数
74号	7

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

(守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再

議案	頁数
74号	8

- 任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される守谷市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される守谷市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
 - 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 7 守谷市職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項か

議案	頁数
74号	9

ら第9項まで並びに第11条から第12条の2まで並びに新給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第25項から第31項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第7条規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案	頁数
74号	10

提案理由（議案第74号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入や年齢が60歳を超える職員に係る給与に関する特例を設けるなど、各条例の所要の改正を行うための整備条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
74号	11

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 （略）</p>

議案	74号
74号	12
12	議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(5) 守谷市職員の定年等に関する条例第9条各項に規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

議案	74号
74号	13
13	頁数

守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用となっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>守谷市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用となっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

74号	議案
14	頁数

守谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p>

74号	議案
15	頁数

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正	現 行
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>

74号	議案
17	頁数

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員

74号	議案
18	頁数

にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(2) 及び(3) (略)

2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(2) 及び(3) (略)

2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

74号	議案
19	頁数

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改 正	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）<u>定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p>
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>

74号	議案
20	頁数

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記2 参照】

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地

(新設)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記2 参照】

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地

74号	議案
21	頁数

方公務員法第22条の4第1項

に規定する短時間勤務の職を占める職員
(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。
)を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 (略)

附 則

(給与条例附則第25項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第25項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(以下「再任用短時間勤務職員等」という。
)を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 (略)

附 則

(新設)

74号	議案
22	頁数

【別記1】

改 正

第6条第2項, 第3項及び第5項	決定する	決定するものとし, その者の給料月額は, その者の受ける号給に応じた額に, 守谷市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第12条の3第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし, 育児短時間勤務職員等が, 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち, その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては, 同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時か

74号	議案
23	頁数

		ら翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125)を乗じて得た額とする
第20条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第5項 及び第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第6項	市規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市規則

現 行

第6条第2項, 第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という

74号	議案
24	頁数

		。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第5項 及び第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第6項	市規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市規則

74号	議案
25	頁数

【別記2】

改 正

第6条第2項, 第3項及び第5項	決定する	決定するものとし, その者の給料月額, その者の受ける号給に応じた額に, 守谷市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第12条の3第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし, 短時間勤務職員が, 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち, その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては, 同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> , 100分の125)を乗じて得た額とする
第19条第2項	<u>第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12</u>	<u>第11条から第12条の2まで</u>

74号	議案
26	页数

	条の2まで	
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

現 行

第6条第2項, 第3項及び第5項	決定する	決定するものとし, その者の給料月額, その者の受ける号給に応じた額に, 守谷市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第12条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし, 短時間勤務職員が, 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち, その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては, 同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は, 100分の125)を乗じて得た額とする
第23条第1項	再任用短時間勤務	短時間勤務職員

74号	議案
27	页数

職員

74号	議案
28	頁数

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改 正	現 行
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合, 又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, <u>市規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前において市規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。この場合において, 同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市規則で定める事由に該当したときは, これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は, 同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり, かつ, 同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 勤務成績に応じて市規</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合, 又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は, <u>市規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前において市規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。この場合において, 同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市規則で定める事由に該当したときは, これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は, 同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり, かつ, 同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 勤務成績に応じて市規</p>

議案	74号
頁数	29

則で定める基準に従い決定するものとする。

7から9まで (略)

(削除)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この

則で定める基準に従い決定するものとする。

7から9まで (略)

10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下_____

74号	議案
31	页数

項から第3項までにおいて「交通機関等」という。
)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

「交通機関等」という。
)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項及び次項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

(以下_____「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員_____及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

74号	議案
32	頁数

74号	議案
33	页数

- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下 _____ 「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下

74号	議案
34	页数

及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)

(2) (略)

4から8まで (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1

_____同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下_____「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)

(2) (略)

4から8まで (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1

74号	議案
35	頁数

時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 及び (2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する市規則で定める時間を除

時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 及び (2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する市規則で定める時間を除

74号	議案
36	頁数

く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から

く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から

74号	議案
37	頁数

第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100）」とあるのは「100分の57.5）」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基

第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第11条から第12条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100）」とあるのは「100分の57.5）」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基

74号	議案
38	頁数

準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定めるものを除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3から5まで（略）

附 則

準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定めるものを除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3から5まで（略）

附 則

74号	議案
39	頁数

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

25 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第27項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 守谷市職員の定年等に関する条例(昭和59年守谷町条例第12号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 守谷市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(新設)

(新設)

74号	議案
40	頁数

27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（新設）

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（新設）

74号	議案
41	頁数

2 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 2 5 項の規定の適用を受ける職員に限り，附則第 2 7 項に規定する職員を除く。）であって，同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける給料月額のほか，規則で定めるところにより，前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

3 0 附則第 2 7 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 5 項の規定の適用を受ける職員であって，任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける給料月額のほか，規則で定めるところにより，前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

3 1 附則第 2 5 項から前項までに定めるもののほか，附則第 2 5 項の規定による給料月額，附則第 2 7 項の規定による給料その他附則第 2 5 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(新設)

別表第 2（第 5 条関係）

行政職給料表

【別記1 参照】

別表第 2（第 5 条関係）

行政職給料表

【別記1 参照】

74号	議案
42	頁数

【別記1】

改正

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
任用	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
短時	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
間勤	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
務職	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
員以	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
外の	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
職員	125		304,200					
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円	円	円

74号	議案
43	頁数

任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
短時							
間勤							
務職							
員							

議案	74号
頁數	44

現 行

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	1 4 6, 1 0 0	1 9 5, 5 0 0	2 3 1, 5 0 0	2 6 4, 2 0 0	2 8 9, 7 0 0	3 1 9, 2 0 0	3 6 2, 9 0 0
員以	2	1 4 7, 2 0 0	1 9 7, 3 0 0	2 3 3, 1 0 0	2 6 6, 0 0 0	2 9 1, 9 0 0	3 2 1, 4 0 0	3 6 5, 5 0 0
外の	3	1 4 8, 4 0 0	1 9 9, 1 0 0	2 3 4, 6 0 0	2 6 7, 8 0 0	2 9 4, 0 0 0	3 2 3, 7 0 0	3 6 7, 9 0 0
職員	4	1 4 9, 5 0 0	2 0 0, 9 0 0	2 3 6, 2 0 0	2 6 9, 9 0 0	2 9 6, 0 0 0	3 2 5, 9 0 0	3 7 0, 5 0 0
	5	1 5 0, 6 0 0	2 0 2, 4 0 0	2 3 7, 6 0 0	2 7 1, 6 0 0	2 9 7, 9 0 0	3 2 8, 1 0 0	3 7 2, 4 0 0
	6	1 5 1, 7 0 0	2 0 4, 2 0 0	2 3 9, 3 0 0	2 7 3, 4 0 0	3 0 0, 0 0 0	3 3 0, 1 0 0	3 7 4, 9 0 0
	7	1 5 2, 8 0 0	2 0 6, 0 0 0	2 4 0, 8 0 0	2 7 5, 2 0 0	3 0 2, 2 0 0	3 3 2, 3 0 0	3 7 7, 2 0 0
	1 2 5		3 0 4, 2 0 0					
再任		1 8 7, 7 0 0	2 1 5, 2 0 0	2 5 5, 2 0 0	2 7 4, 6 0 0	2 8 9, 7 0 0	3 1 5, 1 0 0	3 5 6, 8 0 0
用職								
員								

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改 正	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外）</p> <p>第24条 第5条及び第7条の規定は、地方公務員法第<u>22条の4第1項若しくは第22条の5第1項</u> <u>又は地方公務員の育児休業等</u>に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>再任用職員等</u>についての適用除外）</p> <p>第24条 第5条及び第7条の規定は、地方公務員法第<u>28条の4第1項，第28条の5第1項，第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

74号	議案
46	頁数